



たんと繁盛

記者発表資料

大阪経済記者クラブ会員各位

平成29年9月15日

「平成30年度税制改正に関する要望」 建議について

【お問合先】 大阪商工会議所 経済産業部
 経済担当（松村・田中・楠本）
 TEL：06-6944-6304

【概要】

- 大阪商工会議所は、本日開催の常議員会において「平成30年度税制改正に関する要望」を決議し、本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部などへ建議した。本要望は、本会議所の税制委員会（委員長＝北修爾・阪和興業㈱取締役会長）で取りまとめたもの。
- 今回の要望のポイントは、**深刻化する「人手不足」への対応**と、今後数年間に世代交代のピークを迎える**「中小企業の事業承継の円滑化」の2つ**。
- 具体的には、**人手不足対策として**、従業員の能力アップを促す**「人材投資促進税制」の創設**をはじめ、採用活動費など、人材確保に伴う負担を軽減する**「中小企業人材採用マッチング税制」の創設**、IoT、AI、ロボットなど次世代技術等を活用した省人化を促す**「中小企業の省人化投資促進税制」の創設**などを求めている。また、**中小企業の世代交代の円滑化策として**、後継者への円滑な自社株式引き継ぎを支援する**「事業承継税制」の抜本強化**や、親族以外の第三者への譲渡を促す**「M&A促進措置（税制）」の創設**を盛り込んだ。
- その他、中堅・中小企業や地域の活力増進に向け、**「少額減価償却資産の損金算入特例」の拡充・恒久化**、**「固定資産税」の軽減**や、企業の本社機能移転を促す**「企業の地方拠点強化税制」の移転優遇地域に大阪市を指定**することなどを求めた。また、悪影響が大きい**「消費税の軽減税率やインボイス制度」は再検討**を要請した。
- 要望項目は、全42項目（うち新規要望：8項目）。

【特徴的な要望項目】

I. 成長を阻害する人手不足への対応強化等

◆人材投資、省人化への投資促進策、人材確保支援（本文1～3ページ、10ページ）

- 従業員の能力アップに向け、「人」への投資を促すため、**研修や海外留学など、従業員の職業能力訓練に伴う負担を軽減する「人材投資促進税制」の創設**を要望。
- また、AI（人工知能）やIoTなど次世代技術をはじめ、生産ラインの自動化、産業用ロボットなどを活用した省人化を促す、**「中小企業の省人化投資促進税制」の創設**などを求めた。
- 加えて、人材確保支援策として、**採用活動費用など、人材確保に伴う負担を軽減する「中小企業人材採用マッチング支援税制」の創設**や、**「事業所内託児所設置促進税制」の拡充**などを要望。また、**大阪府市に対しても**、不動産取得税、固定資産税、事業所税など、**事業所内託児所に係る地方税の減免措置の創設**（「事業所内託児所等の設置支援税制」）を求めた。



Ⅱ. 世代交代期を迎える中小企業の円滑な承継

◆事業承継税制の抜本強化（本文3～4ページ）

- 経営者の高齢化が進展し、今後数年間に中小企業は世代交代のピークを迎える一方、後継者不在による廃業が増加。中小企業の世代交代の円滑化を図るため、後継者が贈与や相続によって自社株式を引き継いだ場合の税負担を軽減する「事業承継税制」の抜本強化を要望。具体的には、自社株式に係る相続税の全額（100%）納税猶予（現行：8割）や、相続5年経過後の納税免除をはじめ、人手不足を踏まえた「雇用維持要件（現行：5年間平均で従業員数の8割を維持）」の抜本的な見直し、生前贈与促進に向けたインセンティブの付与などを求めた。

◆後継者不在中小企業の第三者譲渡の円滑化（M&A促進）（本文4ページ）

- 一方で、後継者が決まっていない企業も多いことから、親族以外の第三者譲渡を促すため、事業譲渡に伴う税負担を軽減する「M&A促進措置」の創設も求めた。

Ⅲ. 潜在成長力強化に向けた中堅・中小企業の活力増進

◆中小企業の生産性向上（本文4～5ページ）

- 中堅・中小企業の活力増進を図るため、適用期限切れを迎える「少額減価償却資産の損金算入特例」の拡充・恒久化や、電子納税制度の改善などによる「納税負担の軽減」を求めた。

Ⅳ. 地域の潜在力の発揮

◆企業の地方拠点強化税制の見直し（本文7ページ）

- 企業の本社機能移転を促す「企業の地方拠点強化税制」について、現在移転優遇地域から除外されている大阪市をはじめ、首都圏以外の大都市を移転優遇地域に指定するよう強く要望。

◆商業地等に係る固定資産税の軽減（本文8ページ）

- 3年に一度の評価替え時期を迎える中、地価の上昇に伴い急激に税負担が増大する可能性があるため、税負担の急激な上昇を抑制する負担調整措置の維持など、商業地等に係る固定資産税の軽減を求めた。

Ⅴ. 消費増税延期に伴う対応

◆消費税の軽減税率、インボイス制度の再検討（本文9ページ）

- 消費増税（平成31年10月）までの期間を活用し、消費税の「軽減税率」や「インボイス制度」について、社会保障制度の持続可能性や事業者への悪影響の抑制を図る観点から、廃止を含めてゼロベースで再検討するよう求めた。

以上

<添付資料>

資料1：「平成30年度税制改正に関する要望」（フレーム）

資料2：「平成30年度税制改正に関する要望」（本文）

大阪商工会議所 平成30年度税制改正に関する要望 フレーム

基本認識

- 現在、政府が取り組むべきは、人材や省人化への投資を通じた生産性向上など人手不足への対応促進や、今後数年間にピークを迎える事業承継の円滑化をはじめ、技術基盤や潜在力の強化などを通じ、わが国経済を牽引する中堅・中小企業や地域の活力増進を図ることである。
- 税制面でも、人材投資促進税制や省人化投資促進税制の創設など、人材投資や次世代技術の活用による成長制約の解消をはじめ、事業承継税制の抜本強化など中小企業の円滑な承継や、企業の地方拠点強化税制の見直し、固定資産税の軽減など、中堅・中小企業や地域の活力増進の観点から見直すべき。また、消費増税までの間に軽減税率やインボイス制度をゼロベースで再検討すべき。

I. 成長を阻害する人手不足への対応強化

1. 新たな人材投資促進税制の創設 ★
2. 人材確保支援
 - (1) 中小企業人材採用マッチング支援税制(仮称)の創設 ★
 - (2) 所得拡大促進税制の拡充・延長
 - (3) 事業所内託児所設置促進税制の拡充
3. 次世代技術の活用、省人化投資など、生産性向上を通じた人材制約の克服
 - (1) 次世代投資促進税制(仮称)の創設
 - (2) 中小企業の省人化投資促進税制(仮称)の創設 ★
 - (3) 中小製造業の技能伝承支援税制(仮称)の創設 ★

II. 世代交代期を迎える中小企業の円滑な承継

1. 事業承継税制の抜本強化
 - ・ 猶予対象株式(現行:2/3)の引き上げ
 - ・ 相続税の全額納税猶予化(現行:8割)と5年後の免除
 - ・ 雇用維持要件(5年平均8割)の抜本的な見直し、先代経営者と後継者要件の緩和
 - ・ 生前贈与促進措置の創設、信託の対象化、純資産価額方式の負担軽減策の創設
 - ・ 事業承継税制のPR・周知強化
2. 後継者不在中小企業の第三者譲渡の円滑化(M&A促進) ★

III. 潜在成長力強化に向けた中堅・中小企業の活力増進

1. 中小企業の生産性向上
 - (1) 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化
 - (2) 納税負担の軽減 ★
 - (3) 償却資産に係る固定資産税の廃止、見直し
2. 技術基盤強化を通じた稼ぐ力の向上
 - (1) 研究開発促進税制の拡充
 - (2) 日本版パテントボックス税制の創設
3. 起業・創業支援 (1) 法人版エンジェル税制の拡充 (2) エンジェル税制の拡充
4. 中小法人に対する課税強化断固反対
 - ・ 外形標準課税の中小法人への適用拡大反対、繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大反対など
5. 中小法人(資本金1億円以下)の定義拡大
6. 中堅法人の成長促進
7. 海外展開支援
 - (1) 外国子会社合算税制(タックスハイブンプン対策税制)の見直し
 - (2) 海外展開損失準備金制度(仮称)の創設
8. 地球温暖化対策税の凍結
9. 事業再編の円滑化
 - (1) 特定事業用資産の買い替え特例(圧縮記録制度)の拡充・恒久化
 - (2) 企業再編促進に向けた税制措置

IV. 地域の潜在力の発揮

1. 企業の地方拠点強化税制の見直し
2. 商業地等に係る固定資産税の軽減
3. 特区税制の拡充・延長
 - ・ 国家戦略特区税制、国際総合戦略特区税制の拡充・延長
4. 交際費課税の特例の拡充・延長
5. 事業所税の廃止
6. インバウンド促進税制(仮称)の創設
7. 空き地・空き店舗利活用促進税制(仮称)の創設 ★
8. 防災対策促進税制(仮称)の創設

V. 消費増税延期に伴う対応

1. 消費税の軽減税率、インボイス制度の再検討
2. 二重課税の見直し
3. 不動産流通課税の見直し

大阪府・大阪市 への要望

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設
4. 事業所内託児所等の設置支援税制の創設 ★
5. 関西イノベーション国際戦略総合特区税制の大阪市の特例措置の延長
6. 大阪版企業拠点強化税制の創設

要望項目数：全42項目
うち新規要望項目(★印)：8項目

平成 30 年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

わが国経済は、設備投資や個人消費など、内需に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復が続いている。しかし、個人消費は、依然として力強さを欠き、人手不足が成長制約要因となるなど、経済の好循環の実現に向け、ここが正念場である。

現在、政府が取り組むべきは、人材や省人化への投資を通じた生産性向上など人手不足への対応促進や、今後数年間にピークを迎える事業承継の円滑化をはじめ、技術基盤や潜在力の強化などを通じ、わが国経済を牽引する中堅・中小企業や地域の活力増進を図ることである。

そのため、税制においても、人材投資促進税制や省人化投資促進税制の創設など、人材投資や次世代技術の活用による成長制約の解消をはじめ、事業承継税制の抜本強化など中小企業の円滑な承継や、企業の地方拠点強化税制の見直し、固定資産税の軽減など、中堅・中小企業や地域の活力増進の観点から見直すべきである。また、消費増税までの期間を活用し、軽減税率やインボイス制度をゼロベースで再検討するなど、関連施策を見直されたい。

かかる観点から政府・与党は、平成 30 年度税制改正において、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

(★印…新規要望項目)

I. 成長を阻害する人手不足への対応強化

人手不足が深刻化し、企業活動をはじめとする経済成長の阻害要因となっている。労働人口が減少する中、わが国が持続的な経済成長を実現するためには、人手不足への対応強化が不可欠である。そのため、人材育成、省人化投資など企業の人手不足対策を後押しする、次の税制支援措置を講じられたい。

1. 新たな人材投資促進税制の創設 ★

労働人口が減少する中、グローバル人材の育成や、IT 活用が遅れている中小企業の IT スキルのアップなど、人材投資を通じた従業員の能力アップが一層重要となっている。そのため、研修、資格取得、海外留学など、従業員の職業能力向上のために支出した費用に対する法人税額控除措置を創設されたい。制度創設にあたっては、中小製造業者が従業員育成や技術開発などのために、退職した技術者や大企業技術者などを指導員として一時雇用した場合の費用も対象とされたい。また、中小企業でも活用しやすいよう要件の簡素化を図るとともに、中小企業の従業員が IT スキル向上訓練を受講した場合や、中高年齢層の従業員に教育訓練を実施した場合の上乗せ措置を講じられたい。

2. 人材確保支援

(1) 中小企業人材採用マッチング支援税制（仮称）の創設 ★

人手不足が深刻化する中、採用活動期間の長期化や非正規社員の処遇改善など、正規・非正規を問わず、中小企業の人材確保に伴う負担が増大している。そのため、中小企業の人材確保に伴う費用の一定割合を法人税額から控除する措置を創設されたい。また、就職氷河期にやむを得ず非正規雇用となった者を正規雇用する企業や、非正規から正規雇用への転換に積極的な中小企業に対する上乗せ措置を講じられたい。

(2) 所得拡大促進税制の拡充・延長

厳しい経営環境下で、人材確保や人材定着に向け、賃上げなど従業員の処遇改善に取り組む中小企業を支援するため、所得拡大促進税制（適用期限：平成30年3月31日）の拡充・延長を図られたい。具体的には、人手不足の状況を踏まえ、給与総額要件の見直し、撤廃を図るなど、要件を緩和されたい。また、最低賃金引き上げに伴う中小企業に対する影響緩和（上乗せ）措置を講じられたい。

(3) 事業所内託児所設置促進税制の拡充

育児と仕事の両立を支援し、女性の活躍を促すため、事業所内託児所設置促進税制を拡充されたい。具体的には、企業主導型保育所の土地・建物に係る固定資産税等の軽減割合の引き上げ（現行：1/2程度）や軽減期間（現行：5年間）の延長をはじめ、設置費・運営費に対する法人税額控除措置の創設、託児所が不足している大都市で設置した企業や自社以外の従業員の子供を受け入れた企業に対する上乗せを講じられたい。また、新たに保育所に土地を貸し付けた者に対する固定資産税等の減免措置を創設されたい。

3. 次世代技術の活用、省人化投資など、生産性向上を通じた人材制約の克服

(1) 次世代投資促進税制（仮称）の創設

グローバル競争が激化する中、わが国企業の国際競争力の維持・強化に向け、AI、IoT、ロボット、ドローンなど最先端技術を活用した、新たなビジネス創出や付加価値向上が重要となっている。そのため、センサーやサーバーなどの機材をはじめ、情報解析ソフトやシステム開発費（専門業者等への委託費を含む）などソフトウェア、情報セキュリティ強化対策費等、次世代技術の導入費用に係る法人税の税額控除措置を講じられたい。また、中小法人については、法律改正に伴い負担が増大している個人情報保護対策費についても控除対象とされたい。

(2) 中小企業の省人化投資促進税制（仮称）の創設 ★

中小企業において人手不足が深刻化する一方、ITや次世代技術の活用など、省人化や生産性向上への取り組みは遅れている。ロボットやAIなど、次世代技術を活用した先端的な取り組みをはじめ、小規模企業を中心に活用が遅れているIT技術の利活用や生産ラインの自動化、産業用ロボットの導入など、中小企業

の省人化投資に対する法人税の軽減措置（特別償却又は税額控除措置）を創設されたい。また、制度創設にあたっては、中小企業が活用しやすいよう、全業種について少額投資（30万円以上）から適用対象とされたい。

（3）中小製造業の技能伝承支援税制（仮称）の創設 ★

中小製造業の熟練労働者が持つ技能を退職などで喪失することなく次世代に引き継ぐため、ビッグデータ、AI、IoTなど次世代技術を活用して熟練技能を分析し、自動化や機械化（マニュアル化を含む）を図る場合の費用について法人税額控除を認める措置を創設されたい。

II. 世代交代期を迎える中小企業の円滑な承継

中小企業の数、ここ15年間（1999年～2014年）で約100万社、ここ5年間（2009年～2014年）だけでも約39万社も減少している。加えて、中小企業の経営者年齢のピークが66歳に達するなど、高齢化が進展しており、このまま廃業により多くの貴重な経営資源が失われると、わが国にとって大きな損失となる。

今後数年間にピークを迎える中小企業の世代交代の円滑化を図るため、次のような税制支援措置を講じられたい。

1. 事業承継税制の抜本強化

企業の事業継続や成長を阻害することなく、次世代に経営資源を引き継ぐため、次の措置を講じるなど、事業承継税制の抜本強化を図られたい。

（事業承継税制の活用促進に向けた見直し）

① 猶予対象株式の引き上げ、および相続税の全額納税猶予化と5年後の免除

現在、納税猶予対象株式は発行済議決権株式総数の2/3までに制限される一方、相続税の納税猶予割合も8割に制限されている。この結果、猶予効果が半減（約53%）しており、制度の利用が進まない要因の一つとなっている。円滑な事業承継を促進するため、猶予対象株式を全株まで拡大するとともに、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げと5年後の納税免除を図られたい。

② 雇用維持要件の抜本的な見直し

制度創設当初の就職難の時代と異なり、人手不足が深刻化するなど、雇用環境は一変している。労働人口が減少し、今後中小企業の人材確保が一層困難となることが予想される中、制度活用の障害となる雇用維持要件（現行：5年間平均8割）を抜本的に見直されたい。少なくとも、雇用維持要件を下回った場合について、猶予税額の全額ではなく、下回った割合に応じて猶予を取り消す仕組みを検討されたい。

③ 先代経営者と後継者要件の緩和

複数の親族による共同経営など、中小企業の経営形態は多様であり、実態に即した最適な経営体制を構築できるよう、先代経営者要件と後継者要件を緩和されたい。

(計画的な事業承継の後押し)

④生前贈与促進に向けたインセンティブ制度の創設

経営者の世代交代は、積極投資による生産性や付加価値の向上など中小企業の活性化に寄与する一方、後継者の育成には、中長期的な取り組みが必要である。経営者の高齢化が進む中で、計画的な事業承継を後押しするため、全額納税猶予や猶予対象株式や軽減割合の引き上げなど、生前贈与促進に向けたインセンティブの付与を検討されたい。

⑤事業承継税制への信託の対象化

信託契約を活用することにより、現経営者の生存中の経営権の維持と後継者の地位安定の両立を図ることができる。事業承継の選択肢を増やし、計画的な事業承継を促進するため、信託を事業承継税制の対象とされたい。

(取引相場のない株式の評価方法の見直し)

⑥純資産価額方式の負担軽減策の創設

純資産価額方式は、地価の上昇に伴い自社業績と無関係に評価額が上昇する仕組みとなっており、評価減制度を創設するなど、負担軽減策を講じられたい。

(制度のPR・周知強化)

⑦事業承継税制のさらなる周知

円滑な事業承継が喫緊の課題となる一方、依然として中小企業に浸透していない事業承継税制の普及を図るため、PR・周知活動を強化されたい。

2. 後継者不在中小企業の第三者譲渡の円滑化 (M&A促進) ★

経営者の高齢化が進展する一方、後継者が決まっていない中小企業も多く、M&Aなどによる第三者への譲渡が企業存続の重要な選択肢となっている。現経営者による第三者譲渡を促し、後継者不在による中小企業の廃業を回避するため、自社株式に係る譲渡益課税を軽減するなど、現経営者に対するインセンティブ措置を講じるとともに、買収企業に対し、不動産取得税や登録免許税の軽減、のれん代の特別償却を認めるなど、中小企業のM&A促進措置を創設されたい。

Ⅲ. 潜在成長力強化に向けた中堅・中小企業の活力増進

雇用の7割を支え、国内を中心に活動する中小企業は、地域経済を牽引する中核的な役割を果たしている。地域に富と雇用を生み出す中堅・中小企業の活力増進を図り、潜在成長力を強化するため、次の税制支援措置を講じられたい。

1. 中小企業の生産性向上

(1) 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

中小企業の少額減価償却資産の特例措置(適用期限:平成30年3月31日)について、対象資産の価額(現行:30万円未満)や取得合計上限額(現行:3

00万円)の引き上げなど制度を拡充した上で、恒久化(本則化)されたい。多くの中小企業、小規模事業者が本制度を活用していることから、少なくとも延長されたい。

(2) 納税負担の軽減 ★

企業の納税協力負担は重く、企業、とりわけ人的資源の乏しい中小企業の大きな負担となっている。人手不足が深刻化する中、企業の納税事務負担を軽減するため、証憑原本の保存義務の免除など電子保存制度の要件緩和や、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を図るなど、電子納税制度の改善を図られたい。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止、見直し

償却資産は、事業所得を生み出すための費用であり、法人税において損金算入が認められている。償却資産に係る固定資産税は、国際的にも稀な制度なうえ、設備投資を抑制することから、廃止されたい。諸外国に比べ、わが国の生産性は依然低く、少なくとも、一部地域で全国平均に比べ労働生産性が低い業種などに限定されている、中小法人の固定資産税の減額措置(器具・備品、建物附属設備、適用期限:平成31年3月31日)の対象地域や業種要件を撤廃されたい。また、中小法人が少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産に係る固定資産税の免除や、評価額の最低限度額(現行:取得価額の5%)の撤廃など、法人税(減価償却制度)との統一を図られたい。

2. 技術基盤強化を通じた稼ぐ力の向上

(1) 研究開発促進税制の拡充

国際競争が激化する中、付加価値向上に向け、中小企業の研究開発を強化することが重要となっている。研究開発促進税制については、中小企業の活用が進んでおらず、専従規定の弾力化やサービス開発要件の緩和など、中小企業が使いやすい仕組みに改善されたい。

(2) 日本版パテントボックス税制の創設

わが国が知的財産立国として大きく飛躍するためには、企業の研究開発を強力に後押しするとともに、その成果物である知的財産を活用した高付加価値製品の製造拠点の国内立地を促進することが肝要である。そのため、英国など欧州諸国と同様、自社開発特許に関わる使用料収入や譲渡益をはじめ、国内で生産する当該特許を組み込んだ製品から生じる収益に対し軽減税率を適用されたい。加えて、他企業からの知的財産権の取得費についても税額控除または特別償却を認められたい。

3. 起業・創業支援

(1) 法人版エンジェル税制(ベンチャー投資促進税制)の拡充

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るには、法人からの投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研

究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、法人がベンチャー企業に直接投資した場合にも法人税を軽減する措置を講じられたい。少なくとも、認定ファンドを通じたベンチャー投資を促進する「企業のベンチャー投資促進税制」（適用期限：平成30年3月31日）は延長されたい。

(2) エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達を円滑化するため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式への投資で得た譲渡益だけではなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

4. 中小法人に対する課税強化断固反対

富と雇用を生む中小企業の活力増進こそが低迷する潜在成長力向上のカギであり、外形標準課税の中小法人への適用拡大をはじめ、次のような中小企業への課税強化に強く反対する。

- ・外形標準課税の中小法人への適用拡大に反対する
- ・繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大に反対する
- ・減価償却制度の定率法の廃止（定額法への一本化）に反対する
- ・企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小・廃止に反対する
- ・同族会社の留保金課税の強化に反対する
- ・地方税の損金不算入化に反対する

5. 中小法人（資本金1億円以下）の定義拡大

中小企業の活力増進と中小企業政策との整合性を図るため、税法上の中小法人についても、中小企業基本法の基準に合わせて、「資本金3億円以下」（現行：資本金1億円以下）まで拡大されたい。

6. 中堅法人の成長促進

地域経済を牽引する中堅企業の成長力を強化するため、資本金10億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小企業投資促進税制や中小企業技術基盤強化税制（研究開発促進税制）など、成長力強化に資する中小法人向け租税特別措置の適用を認めるとともに、外形標準課税や同族会社の留保金課税の適用対象から除外されたい。

7. 海外展開支援

(1) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し

米国でも法人税率の引き下げが検討されるなど、世界各国で税率引き下げが進展しており、制度の適用免除となる税率基準（租税負担割合20%未満（旧トリガー税率））を引き下げられたい。

(2) 海外展開損失準備金制度（仮称）の創設

中小企業の海外展開を支援するため、カントリーリスクや事業撤退など海外進出に伴う損失への備えとして積み立てた準備金を損金算入できる制度を創設されたい。

8. 地球温暖化対策税の凍結

電気料金の高止まりなど、エネルギーコストが中小企業の経営を圧迫しており、地球温暖化対策税（原油・石油製品 760円/k1、ガス状炭化水素 780円/t、石炭 670円/t）を凍結されたい。ましてや、地球温暖化対策を名目とした、新たな炭素税の導入に強く反対する。

9. 事業再編の円滑化

(1) 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化

資産の有効活用や企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等買い換えた場合の圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行：首都圏70%、首都圏以外の3大都市圏75%、その他80%（適用期限：平成32年3月31日））に引き上げるとともに、中小法人については買い換え対象となる土地の要件（現行：面積300㎡以上）を緩和・撤廃するなど、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。東京をはじめ首都圏への一極集中が進む中、少なくとも譲渡資産売却益の75%となっている首都圏以外の3大都市圏の圧縮限度額は80%まで引き上げられたい。

(2) 企業再編の促進に向けた税制措置

企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併の適用要件を緩和し、欠損金の引き継ぎ対象企業を拡大されたい。

IV. 地域の潜在力の発揮

わが国が持続的な経済成長を遂げるためには、地域の特色や強みなど、地域のポテンシャルを引き出し、地域経済の成長力強化を図ることが不可欠である。そのため、以下の税制支援措置を講じられたい。

1. 企業の地方拠点強化税制の見直し

首都圏に企業が集中する一方、大阪でもここ10年で約800社の本社機能の転出超過となるなど、首都圏以外では大都市でも企業の本社機能の域外流出が続いている。東京から本社機能の移転を促す「地方拠点強化税制」（適用期限：平成30年3月31日）は、大阪市、京都市、神戸市など関西中心部は移転優遇地域から除外されているが、大阪市など企業の本社機能の域外流出が続いている大都市を移転優遇地域に追加指定されたい。そのうえで、雇用増加要件など、適用要件の緩和や控除額の引き上げなど、制度の拡充と延長を図られたい。また、今後新たに同様の措置を講じる場合にも、首都圏以外の大都市圏を移転優遇対象地域に指定されたい。

2. 商業地等に係る固定資産税の軽減

都市部を中心に地価が上昇しており、評価替えに伴う急激な負担増加によって、都市部の中小企業の経営悪化や競争力低下を招くことがないように、税負担の急激な上昇を抑制する負担調整措置は維持されたい。また、市町村条例によって商業地等の固定資産税負担を軽減できる条例減額制度（適用期限：平成30年3月31日）についても、適用自治体に対して地方交付税措置を講じるなど、制度を拡充したうえで延長されたい。

3. 特区税制の拡充・延長

(1) 国家戦略特区税制の拡充・延長

国家戦略特区税制（適用期限：平成30年3月31日）の活用を促進するため、国際総合戦略特区税制と同様に、都道府県・政令指定都市による事業者認定に変更するなど、適用要件を見直したうえで延長されたい。また、地方自治体が独自に地方税の軽減措置を講じた場合、その軽減額を法人税の課税所得から除外する措置を講じるなど、地方自治体による誘致努力が報われる仕組みに見直されたい。

(2) 国際総合戦略特区税制の拡充・延長

国際総合戦略特区税制（適用期限：平成30年3月31日）は、多くの事業者にも活用されていることから適用期限を延長されたい。

4. 交際費課税の特例の拡充・延長

消費回復と中小企業の販路の維持・拡大などを後押しするため、中小法人および大法人の交際費の損金算入特例制度（適用期限：平成30年3月31日）について、控除限度額（現行：中小法人は800万円以下の全額、全法人について接待飲食費の50%損金算入）を引き上げるなど、制度を拡充した上で延長されたい。

5. 事業所税の廃止

都市計画税や外形標準課税（大法人）が課される中、従業員の給与や事業所面積に対して課税を行う事業所税は、都市部で事業を行う企業に過度な負担を強いており、全廃すべきである。少なくとも懸命に地域の雇用を守っている中小法人については直ちに廃止されたい。

6. インバウンド促進税制（仮称）の創設

政府が掲げる訪日外国人旅行者数4000万人（2020年）の実現には、旅行者受入のネックとなっている宿泊施設不足の解消が急務である。そのため、宿泊施設が不足している地域において、新たにホテルや旅館など外国人対応の宿泊施設を建設した場合に特別償却や固定資産税の軽減を認める制度を創設されたい。また、既存の宿泊施設において、外国人に対応した施設に改修した場合、即時償却を認める措置を講じられたい。

7. 空き地・空き店舗利活用促進税制（仮称）の創設 ★

都市の再生や賑わい創出に向け、空き地・空き店舗の商業利用を促進するため、都市部の空き地・空き店舗を商業利用者に売却や賃貸を行った場合に譲渡益課税や固定資産税を軽減するなど、所有者に対する利活用促進措置を講じられたい。

8. 防災対策促進税制（仮称）の創設

企業の大規模災害対策を後押しするため、地震や津波などに備え実施する事業所・工場などの改修や移転に伴う負担を軽減する、防災対策促進税制（仮称）を創設されたい。具体的には、改修費の一定割合の法人税額控除や移転時の圧縮記帳制度の適用、耐震改修などに伴う資産価値の増加分に係る固定資産税・都市計画税の減免を認められたい。

V. 消費増税延期に伴う対応

政府・与党は、平成31年10月までの間に消費増税に耐えうる力強い経済成長の実現や価格転嫁対策の徹底を図るとともに、社会保障制度の持続可能性や事業者への悪影響抑制などの観点から消費税の軽減税率をゼロベースで再検討するなど、関連施策を見直されたい。

1. 消費税の軽減税率、インボイス制度の再検討

消費増税が先送りされる一方、少子化対策の充実など、社会保障給付の増大圧力が強まる中、大幅な税収減を招く消費税の軽減税率は、持続可能な社会保障制度の構築を危うくする可能性がある。加えて、税率の線引きを巡るトラブルや中小企業の事務負担の増大など問題も多いうえ、企業の対応も進んでおらず、消費税の軽減税率は、導入の取りやめ（廃止）を含め、ゼロベースで見直すべきである。

また、インボイス制度は、免税事業者が取引から排除される可能性が高いなど、中小企業への悪影響が大きい。そもそも中小企業の多くが、飲食料品を取り扱わない企業を含め、全ての事業者インボイス制度が適用されることを理解しておらず、まずは制度の周知徹底を図るべきである。その上で、十分な期間を設けて実態把握や影響を検証し、廃止を含めて慎重に検討されたい。

2. 二重課税の見直し

消費税は、個別消費税などと二重課税になっており、特定の取引に対して過度な負担を強いており、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）をはじめ、印紙税、自動車取得税などとの二重課税を解消されたい。とりわけ、電子商取引では課税されない印紙税は、極めて不公平な制度であり、早急に廃止すべきである。

3. 不動産流通課税の見直し

消費税との多重課税で、取得時の大きな負担となっている不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料程度への引き下げを図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。少なくとも、不動産取得税の軽減措置（平成30年3月31日まで税率3%（本則：4%）、土地に係る課税標準を2分の1に軽減）を恒久化（本則化）されたい。

大阪府・大阪市への要望

近年、企業の本社機能の流出など大阪から企業やヒトの流出が続き、地域の経済基盤が弱まっている。企業の人手不足が深刻化する中、大阪府、大阪市が取り組むべきは、国内外から企業やヒトを呼び込む環境整備に全力を挙げて取り組むことであり、当地の事業環境の改善に向け税制面から次のような措置を講じられたい。

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、また大阪市では法人住民税に対してそれぞれ超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっている。そもそも、地方において法人所得課税を課している国は稀であり、わが国の法人実効税率が高い一因となっている。各国が法人税率の引き下げを行う中、当地に立地する企業が競争上不利とならないよう、法人事業税および法人住民税の超過課税を撤廃されたい。

2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪市の固定資産税負担は重く、企業に多大な立地コストを強いている。産業競争力強化のため、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。少なくとも中小法人については、東京都と同様の軽減措置（非住宅用地（200㎡まで）に対する2割軽減措置）を創設されたい。

3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

大阪市内で事業や雇用の継続を図ろうと懸命に経営努力を続ける中小法人を支援するため、事業所税を軽減されたい。

4. 事業所内託児所等の設置支援税制の創設 ★

企業の人手不足が深刻化する中、待機児童の解消など、女性が働ける環境を整備し、全国に比べ低い当地の女性の就業率の向上を図ることが重要である。そのため、東京都と同様、土地保有者が事業所内託児所等向けに貸し付けた土地の固定資産税や都市計画税の減免措置や、事業所内託児所等に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税の減免措置を講じられたい。

5. 関西イノベーション国際戦略総合特区税制の大阪市の特例措置の延長

ライフサイエンスなど成長産業への民間投資を国内外から大阪に呼び込む、関西イノベーション国際戦略総合特区税制の特例措置（大阪市の適用期限：平成30年3月31日）について、大阪府（大阪府の適用期限：平成33年3月31日）と同様、適用期限を延長されたい。

6. 大阪版企業拠点強化税制の創設

地方創生の一環として創設された地方拠点強化税制は、近畿圏中心部（大阪府では、大阪市全域、守口市・東大阪市・堺市の一部）が移転優遇対象地域から除外されている。大阪府市においては、大阪市をはじめ近畿圏中心部も対象地域とするよう政府に働きかけるとともに、同じく対象地域外となった兵庫県、神戸市で講じられている措置と同等以上の補助金、税制措置を創設し、域内への企業立地を促進されたい。

要望項目数：全42項目、うち新規要望項目（★印）：8項目
【昨年度】要望項目数：全42項目

以 上

【建議先】

- 内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、内閣官房副長官
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長、日本経済再生総合事務局長、まち・ひと・しごと創生本部事務局長、一億総活躍推進室長、働き方改革実現推進室長、人生100年時代構想推進室長
- 女性活躍担当大臣、働き方改革担当大臣、国土強靱化担当大臣兼内閣府特命担当大臣（防災）、一億総活躍担当大臣兼情報通信技術（IT）政策担当大臣兼内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画、知的財産戦略、科学技術政策）、経済再生担当大臣兼人づくり革命担当大臣兼社会保障・税一体改革担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）兼まち・ひと・しごと創生担当大臣
内閣府副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、政策統括官（経済財政運営担当／科学技術政策・イノベーション担当／防災担当）、男女共同参画局長、地方創生推進事務局長、子ども・子育て本部統括官
- 政府税制調査会会長
- 総務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、自治財政局長、自治税務局長
- 財務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、主計局長、主税局長、国税庁長官、近畿財務局長
- 文部科学大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、科学技術・学術政策局長、研究振興局長
- 厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、労働基準局長、職業安定局長、雇用環境・均等局長、子ども家庭局長、人材開発統括官
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、製造産業局長、商務情報政策局長、近畿経済産業局長
- 資源エネルギー庁長官、次長
- 特許庁長官、総務部長
- 中小企業庁長官、次長、事業環境部長、経営支援部長
- 国土交通大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長
- 観光庁長官、次長、審議官、観光地域振興部長
- 環境大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、総合環境政策統括官、地球環境局長
- 衆議院議長、参議院議長、衆議院財務金融委員長、参議院財政金融委員長、衆議院総務委員長、参議院総務委員長、衆議院経済産業委員長、参議院経済産業委員長
- 各政党の代表、自由民主党税制調査会会長・顧問・小委員長、公明党税制調査会会長、地元選出国會議員
- 大阪府知事、大阪市長

【(写) 送付先】

- 関西広域連合長
- 日本商工会議所会頭、大阪府下商工会議所会頭、日本経済団体連合会会長、経済同友会代表幹事、関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事